

(証券コード 2812)
平成30年6月11日

株 主 各 位

静岡県焼津市小川新町五丁目8番13号
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長 山 田 潤

第59期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日)午前10時(開場 午前9時30分)
 2. 場 所 静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター1階 小ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更及び継続の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。この内、「会社の体制及び方針」は本年3月に適時開示しており、「会社の支配に関する基本方針」は本招集ご通知の第2号議案に係る一部変更前の同方針であります。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<http://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>)に掲載いたします。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済を取り巻く環境は、政府の経済政策を背景に、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しとともに、企業収益や設備投資等の改善により緩やかな景気回復基調が続いています。一方、主要国をめぐる不安定な海外情勢等による景気の不確実性の高まりから、実態経済の先行きは依然として不透明な状況となっています。

食品業界におきましては、消費者マインドの緩やかな持ち直しはあるものの、食の安全・安心に対する意識の高まりや人手不足による人件費、物流費の上昇等もあり、依然として厳しい収益環境が続いています。

このような中、当社グループでは、中期経営計画「YSK Priority」の2年目にあたり、これまで取り組んできた事業構造改革による“強み分野へ集中”でできる体制を土台として、“水産系天然素材メーカーNo. 1”を目指した取り組みを進めてきました。

具体的には、i. 収益基盤の確立、ii. 新規事業領域の拡大、iii. 人・組織機能の強化、の3つの重点施策を更に力強く推進しています。当社グループの強みである水産系の天然素材を原料とした調味料、機能性食品素材を軸として、国内では食の外部化の進展に対応し、中食、外食向けの需要に即応すべく東京に開発拠点を開設しました。海外ではASEAN地域でマーケット情報を収集し、迅速に戦略に反映させるべく、平成30年1月にタイ国バンコクに駐在員事務所を開設し、海外展開に向けた取り組みを加速しています。また、“食の安全・安心”のため掛川工場でFSSC22000の認証を取得しました。人・組織機能の強化においては、生産年齢人口の減少やワークライフバランスの推進等への対応として、教育・研修の充実や生産性向上へ取り組んだほか、人事制度の改定も積極的に実施してきました。

連結売上高につきましては、調味料で一部製品の販売苦戦があったものの機能食品及び水産物の販売が伸長したことから、158億10百万円（前年同期比5億62百万円、3.7%増）となりました。利益面につきましては、売上製品構成の変化に伴い収益性が改善し連結営業利益は9億96百万円（同1億16百万円、13.2%増）となりました。連結経常利益は、営業外収益において受取賃貸料が減少した一方、営業外費用において為替差損が減少したこと等により9億98百万円

(同1億22百万円、13.9%増)、特別利益において旧榛原工場跡地の売却益を計上した一方、特別損失において賃貸資産の契約満了に伴い当該資産の減損損失を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は6億5百万円(同13百万円、2.3%増)となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

a. 調味料

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種香辛料の製造販売に関するセグメントです。売上高は、液体調味料は伸長したものの粉体調味料、香辛料の減少により75億19百万円(前年同期比3億20百万円、4.1%減)となりましたが、セグメント利益(営業利益)は低採算品の削減及び生産性の向上により収益性が改善し、8億48百万円(同19百万円、2.4%増)となりました。

b. 機能食品

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売に関するセグメントです。売上高は、機能性素材の主力のN-アセチルグルコサミン、コラーゲン等が寡占化及び価格競争の激化により末端メーカーの苦戦が続いているものの、アンセリンの売上が伸長し31億38百万円(同67百万円、2.2%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は売上構成が変化したことにより収益性が改善し、6億48百万円(同1億6百万円、19.6%増)となりました。

c. 水産物

水産物は、主に冷凍鮭・冷凍鯉の原料販売並びに加工製品の製造販売に関するセグメントです。韓国・中国向け海外販売は減少しましたが、OEM加工製品販売が大幅に伸長したほか国内原料販売も堅調に推移したことにより、売上高は38億55百万円(同8億75百万円、29.4%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は、売上高の大幅な伸長や販売費及び一般管理費の削減により33百万円(前年同期はセグメント損失30百万円)となりました。

d. その他

その他は、化粧品通信販売及びその他商品の販売に関するセグメントです。前期末に化粧品通信販売を子会社のUMIウェルネス㈱に集約しましたが販売品目の整理により、売上高は12億97百万円(同59百万円、4.4%減)、

セグメント利益（営業利益）は化粧品通信販売に係る広告宣伝費の削減等により80百万円（同18百万円、29.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に要した設備投資の総額は、1億95百万円であり、その主なものは、生産能力の維持・向上を主体とした既存設備の更新であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行等による非経常的な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第56期<br>平成26年度 | 第57期<br>平成27年度 | 第58期<br>平成28年度 | 第59期<br>平成29年度 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 売 上 高(百万円)               | 19,386         | 18,583         | 15,248         | 15,810         |
| 経 常 利 益(百万円)             | 1,056          | 677            | 876            | 998            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 680            | 634            | 591            | 605            |
| 1株当たり当期純利益               | 53円59銭         | 51円16銭         | 47円71銭         | 48円83銭         |
| 総 資 産(百万円)               | 24,955         | 22,604         | 22,140         | 23,093         |
| 純 資 産(百万円)               | 19,196         | 18,663         | 19,171         | 19,773         |
| 1株当たり純資産額                | 1,548円01銭      | 1,505円09銭      | 1,546円13銭      | 1,594円66銭      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。  
2. 当連結会計年度より監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向け株式交付信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容   |
|--------------|--------|----------|-----------|
| マルミフーズ株式会社   | 100百万円 | 100%     | 水産物の加工・販売 |
| UMIウェルネス株式会社 | 50百万円  | 100%     | 健康食品の通信販売 |

### ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、平成28年5月に中期経営計画「YSK Priority」を発表しました。本計画では、前中期経営計画中に実施した事業構造改革により、収益構造が改善され、当社の“強み分野へ集中”できる体制が整備できたことを背景に、3つの柱（(i) 収益基盤の確立、(ii) 新規事業領域の拡大、(iii) 人・組織機能の強化）を基本戦略とし、以下の重点施策を推進していきます。

##### ① 収益基盤の確立

事業構造改革による低採算事業の整理や資産のスリム化を受け、当社グループの強みである水産系の天然素材を原料とした調味料、機能食品に注力していきます。当社独自の技術力と品質重視方針に裏付けされた開発・生産体制の下、営業力の強化を図り、より強固な収益基盤の確立を目指します。

販売面においては、東京に開発拠点を開設したことにより、中食、外食向けの開発、販売体制をより一層強化していきます。製造面においては、さらなる品質の安定を確保する体制を整えるとともに、生産性の向上を図っていきます。掛川工場（静岡県掛川市）では、FSSC22000の認証を取得し、「食の安全・安心」を提供できる主要生産拠点が確立でき、今後、HACCP義務化の動きに対応するなど、より一層「食の安全・安心」を提供できる体制の強化・整備を図っていきます。

##### ② 新規事業領域の拡大

経済成長と日本食の人气が高まりつつあるASEAN地域での販路拡大を目指し、新たにタイ国バンコクに開設した駐在員事務所の情報収集機能を活用して、現地に密着した活動をより活性化させ、水産系の調味料の需要掘り起こしを進めるほか、機能食品ではASEAN各国の地場需要を取り込み、成長分野に育成するべく販路拡大に取り組みます。

通信販売によるB to C事業においては、素材開発から末端販売までの一貫体制を強みとして、食品分野に加え化粧品分野など広く市場に付加価値を訴求しながら事業の拡大を図ります。

##### ③ 人・組織機能の強化

変化の激しい経営環境にあって、当社グループの経営基盤をより盤石にすることを目指し、それを支える人・組織の機能を整備・強化していきます。中期経営計画の推進には、当社グループ全体が有機的に行動できる労働環境整備が必須であり、新たな人事体系の構築により意欲的な活動の促進を図るとともに、今後の労働人口の減少トレンドを見据え、教育体系を含む人材育成プログラムの再構築を行い生産性向上に取り組んでいきます。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況ではありますが、さらに事業領域の深化と拡大を並行して進めつつ、経営基盤を充実させていく所存です。株主の皆様におかれましては、さらなるご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売並びに関連商品の販売を行っています。

| 区 分     | 主 要 品 目                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 調 味 料   | 各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉体調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料等 |
| 機 能 食 品 | 各種海洋機能性素材、キッチン・キトサン・オリゴ糖類、テアフラビン、各種機能食品、各種機能食品受託加工等                  |
| 水 産 物   | 冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業等                                              |
| そ の 他   | その他商品等                                                               |

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

| 名 称           | 所 在 地      |
|---------------|------------|
| 本 社           | 静岡県焼津市     |
| 静 岡 本 部       | 静岡県静岡市駿河区  |
| 焼 津 ・ 団 地 工 場 | 静岡県焼津市     |
| 大 東 工 場       | 静岡県掛川市     |
| 掛 川 工 場       | 静岡県掛川市     |
| 東 京 営 業 所     | 東京都品川区     |
| 大 阪 営 業 所     | 大阪府大阪市淀川区  |
| 名 古 屋 営 業 所   | 愛知県名古屋市千種区 |
| 九 州 営 業 所     | 福岡県福岡市博多区  |

(注) 本社所在地は上記のとおりであります、実際の本社業務は静岡本部で行っています。

② 子会社

| 名 称           | 所 在 地     |
|---------------|-----------|
| マルミフーズ株式会社    | 静岡県静岡市駿河区 |
| UMI ウェルネス株式会社 | 東京都新宿区    |

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 215 (57) 名 | 0 (+7) 名              |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------------|---------|-------------|
| 183 (11) 名 | △3 (△1) 名         | 38.6歳   | 14.9年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借 入 先    | 借 入 額  |
|----------|--------|
| 株式会社静岡銀行 | 700百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 50,000,000株                  |
| ② 発行済株式の総数   | 13,056,198株（自己株式626,588株を含む） |
| ③ 株主数        | 16,229名                      |
| ④ 大株主（上位10名） |                              |

| 株 主 名                      | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|----------------------------|-----------|----------|
| 日油株式会社                     | 1,504,807 | 12.11    |
| 株式会社静岡銀行                   | 598,100   | 4.81     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 598,100   | 4.81     |
| 鈴木 ミツエ                     | 530,082   | 4.26     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 339,200   | 2.73     |
| 高田 隆右                      | 335,800   | 2.70     |
| 焼津信用金庫                     | 321,371   | 2.59     |
| 丸啓鯉節株式会社                   | 222,300   | 1.79     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 192,700   | 1.55     |
| 中野 新之助                     | 188,000   | 1.51     |

(注) 1. 自己株式626,588株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

2. 当事業年度より監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向け株式交付信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っていますが、上記持株比率の算定においては、当該株式を控除していません。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役 の 状況 (平成30年3月31日現在)

| 会社における地位    | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                         |
|-------------|---------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長     | 山 田 潤   |                                                      |
| 代表取締役       | 松 田 秀 喜 | 開発本部長<br>兼UMIウェルネス株式会社取締役                            |
| 取締役         | 石 川 真理子 | 品質保証本部長                                              |
| 取締役         | 田 中 勝 弘 | 営業本部長                                                |
| 取締役         | 内 山 毅 彦 | 経営統括本部長兼経営企画部長<br>兼マルミフーズ株式会社監査役<br>兼UMIウェルネス株式会社監査役 |
| 取締役         | 山 下 敦   | 営業本部副本部長兼業務改革特命担当                                    |
| 取締役         | 高 藤 忠 治 | 株式会社マキヤ社外取締役<br>伊豆箱根鉄道株式会社社外取締役                      |
| 取締役 (監査等委員) | 加 藤 康   |                                                      |
| 取締役 (監査等委員) | 小 山 圭 子 | 社会保険労務士小山事務所所長                                       |
| 取締役 (監査等委員) | 藤 井 明   | 一般財団法人アグリオープンイノベーション<br>機構理事長                        |

- (注) 1. 取締役高藤忠治氏、取締役 (監査等委員) 小山圭子氏及び藤井 明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 加藤 康氏は、常勤の監査等委員であります。内部監査部門との連携強化及び情報収集と共有化による監査等委員会の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定しています。
3. 当事業年度中の役員の変動は、以下のとおりです。
- ・平成29年6月28日開催の第58期定時株主総会において、山下 敦氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 取締役 (監査等委員) は、以下のとおり、知見を有しています。
- ・加藤 康氏は、当社業務に関して豊富な知識と経験を有しています。
  - ・小山圭子氏は、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しています。
  - ・藤井 明氏は、経営に関して豊富な知識と経験を有しています。
5. 当社は、取締役高藤忠治氏、取締役 (監査等委員) 小山圭子氏及び藤井 明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                                        | 支 給 人 員    | 総 額               |
|--------------------------------------------|------------|-------------------|
| 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 7名<br>(1)名 | 120百万円<br>(11)百万円 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員)<br>(う ち 社 外 取 締 役)       | 3名<br>(2)名 | 22百万円<br>(11)百万円  |
| 合 計                                        | 10名        | 142百万円            |

- (注) 1. 取締役の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、平成27年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、平成27年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。
4. 取締役（監査等委員を除く）の総額には、当事業年度に計上した、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度に基づく役員株式給付引当金繰入額170万円が含まれています。当該株式報酬については、平成29年6月28日開催の第58期定時株主総会において、上記2で記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいています。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役高藤忠治氏は株式会社マキヤの社外取締役及び伊豆箱根鉄道株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼務先との間には特別な関係はありません。
  - 取締役（監査等委員）小山圭子氏は社会保険労務士小山事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
  - 取締役（監査等委員）藤井明氏は一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長であります。なお、当社と同機構との間には特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

#### a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

|                    | 取 締 役 会 (12回開催) |      | 監 査 等 委 員 会 (15回開催) |      |
|--------------------|-----------------|------|---------------------|------|
|                    | 出席回数            | 出席率  | 出席回数                | 出席率  |
| 取 締 役 高 藤 忠 治      | 12回             | 100% |                     |      |
| 取締役(監査等委員) 小 山 圭 子 | 12回             | 100% | 15回                 | 100% |
| 取締役(監査等委員) 藤 井 明   | 12回             | 100% | 15回                 | 100% |

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役高藤忠治氏は、取締役会に出席し、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）小山圭子氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）藤井 明氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、競争力の維持・向上を図ることで安定的な利益を確保し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としています。

当事業年度につきましては、平成30年5月18日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項  
当社普通株式1株につき金14円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月28日

既に、平成29年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり24円となります。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めています。

---

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合、1株当たりの数値及び持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)                   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>14,449,523</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,804,559</b>  |
| 現金及び預金          | 8,147,668         | 支払手形及び買掛金                | 1,068,737         |
| 受取手形及び売掛金       | 3,736,758         | 短期借入金                    | 700,000           |
| 商品及び製品          | 847,894           | リース債務                    | 6,017             |
| 仕掛品             | 101,289           | 未払法人税等                   | 291,221           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,499,858         | 未払消費税等                   | 83,042            |
| 繰延税金資産          | 81,533            | 賞与引当金                    | 130,703           |
| その他             | 36,721            | その他                      | 524,838           |
| 貸倒引当金           | △2,200            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>515,889</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>8,644,055</b>  | リース債務                    | 5,978             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,974,277</b>  | 繰延税金負債                   | 464,507           |
| 建物及び構築物         | 2,193,553         | 退職給付に係る負債                | 25,162            |
| 機械装置及び運搬具       | 1,086,234         | 役員株式給付引当金                | 17,092            |
| 土地              | 2,603,175         | 長期未払金                    | 2,850             |
| リース資産           | 11,163            | その他                      | 300               |
| 建設仮勘定           | 11,361            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,320,449</b>  |
| その他の他           | 68,789            | (純資産の部)                  |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>23,041</b>     | <b>株 主 資 本</b>           | <b>18,835,921</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,646,736</b>  | 資本金                      | 3,617,642         |
| 投資有価証券          | 2,242,415         | 資本剰余金                    | 3,422,547         |
| 退職給付に係る資産       | 216,506           | 利益剰余金                    | 12,427,607        |
| 繰延税金資産          | 3,399             | 自己株式                     | △631,876          |
| その他             | 188,736           | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>937,208</b>    |
| 貸倒引当金           | △4,321            | その他有価証券評価差額金             | 937,208           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>23,093,579</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>19,773,129</b> |
|                 |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>23,093,579</b> |

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 15,810,804 |
| 売上原価            | 12,029,180 |
| 売上総利益           | 3,781,624  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,784,715  |
| 営業利益            | 996,909    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 631        |
| 受取配当金           | 28,098     |
| 受取賃貸料           | 58,915     |
| その他             | 31,425     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 4,824      |
| 為替差損            | 2,930      |
| 減価償却費           | 78,603     |
| その他             | 31,388     |
| 経常利益            | 998,231    |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 69,473     |
| 受取補償金           | 8,109      |
| 特別損失            |            |
| 固定資産売却損         | 238        |
| 固定資産除却損         | 4,713      |
| 災害損失            | 7,085      |
| 弁護士報酬等          | 5,660      |
| 会員権売却損          | 20         |
| 減損損失            | 96,879     |
| 税金等調整前当期純利益     | 961,216    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 359,047    |
| 法人税等調整額         | △3,245     |
| 当期純利益           | 605,415    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 605,415    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                               | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 平成29年4月1日 残高                  | 3,617,642 | 3,414,133 | 12,120,085 | △623,306 | 18,528,555 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |          |            |
| 剰余金の配当                        |           |           | △297,892   |          | △297,892   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |           |           | 605,415    |          | 605,415    |
| 自己株式の処分                       |           | 8,414     |            | 28,485   | 36,900     |
| 自己株式の取得                       |           |           |            | △37,056  | △37,056    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | 8,414     | 307,522    | △8,570   | 307,365    |
| 平成30年3月31日 残高                 | 3,617,642 | 3,422,547 | 12,427,607 | △631,876 | 18,835,921 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計      |
|-------------------------------|------------------|-------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 平成29年4月1日 残高                  | 643,066          | 643,066           | 19,171,621 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                        |                  |                   | △297,892   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                  |                   | 605,415    |
| 自己株式の処分                       |                  |                   | 36,900     |
| 自己株式の取得                       |                  |                   | △37,056    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 294,142          | 294,142           | 294,142    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 294,142          | 294,142           | 601,508    |
| 平成30年3月31日 残高                 | 937,208          | 937,208           | 19,773,129 |



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指 定 社 員                      公 認 会 計 士                      鈴 木                      潤                      ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員                      公 認 会 計 士                      鈴 木                      信 行                      ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)           |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,904,156</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,574,867</b>  |
| 現金及び預金          | 7,870,548         | 買掛金              | 990,648           |
| 受取手形            | 227,398           | 短期借入金            | 700,000           |
| 売掛金             | 3,314,305         | リース債務            | 2,151             |
| 商品及び製品          | 709,473           | 未払人税等            | 220,822           |
| 仕掛品             | 101,289           | 未払法人税等           | 283,812           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,448,121         | 未払消費税等           | 67,626            |
| 繰延税金資産          | 69,364            | 未払費用             | 98,515            |
| 関係会社短期貸付金       | 140,000           | 預り金              | 15,426            |
| その他             | 23,654            | 賞与引当金            | 121,823           |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,791,998</b>  | 設備関係未払金          | 70,013            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,929,774</b>  | その他              | 4,026             |
| 建物              | 1,890,759         | <b>固定負債</b>      | <b>481,899</b>    |
| 構築物             | 297,866           | 繰延税金負債           | 464,507           |
| 機械及び装置          | 1,062,609         | 役員株式給付引当金        | 17,092            |
| 車両運搬具           | 4,418             | その他              | 300               |
| 工具器具及び備品        | 57,535            |                  |                   |
| 土地              | 2,603,175         | <b>負債合計</b>      | <b>3,056,766</b>  |
| リース資産           | 2,048             | (純資産の部)          |                   |
| 建設仮勘定           | 11,361            | <b>株主資本</b>      | <b>18,706,256</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>18,473</b>     | 資本金              | 3,617,642         |
| のれん             | 127               | 資本剰余金            | 3,422,547         |
| 工業所有権           | 250               | 資本準備金            | 3,414,133         |
| 電話加入権           | 0                 | その他資本剰余金         | 8,414             |
| 水道施設利用権         | 363               | 自己株式処分差益         | 8,414             |
| ソフトウェア          | 10,118            | <b>利益剰余金</b>     | <b>12,297,942</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 7,614             | 利益準備金            | 348,182           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,843,749</b>  | その他利益剰余金         | 11,949,759        |
| 投資有価証券          | 2,222,854         | 固定資産圧縮積立金        | 32,424            |
| 関係会社株式          | 200,000           | 別途積立金            | 8,400,000         |
| 関係会社長期貸付金       | 70,000            | 繰越利益剰余金          | 3,517,335         |
| 前払年金費用          | 216,506           | <b>自己株式</b>      | <b>△631,876</b>   |
| 出資金             | 53,872            | 評価・換算差額等         | 933,131           |
| 長期前払費用          | 34,964            | その他有価証券評価差額金     | 933,131           |
| その他             | 49,873            |                  |                   |
| 貸倒引当金           | △4,321            | <b>純資産合計</b>     | <b>19,639,387</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>22,696,154</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>22,696,154</b> |                  |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 11,206,886 |
| 売上原価         | 8,530,706  |
| 売上総利益        | 2,676,179  |
| 販売費及び一般管理費   | 1,703,789  |
| 営業利益         | 972,390    |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 3,357      |
| 受取配当金        | 27,896     |
| 受取貸貨料        | 82,539     |
| 貸倒引当金戻入額     | 100        |
| 雑収入          | 30,572     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 4,287      |
| 為替差損         | 2,930      |
| 減価償却費        | 96,529     |
| 雑損失          | 34,055     |
| 経常利益         | 137,803    |
| 特別利益         | 979,052    |
| 固定資産売却益      | 69,442     |
| 受取補償金        | 8,109      |
| 特別損失         |            |
| 固定資産売却損      | 238        |
| 固定資産除却損      | 4,713      |
| 弁護士報酬等       | 4,101      |
| 会員権売却損       | 20         |
| 減損損失         | 96,879     |
| 災害損失         | 7,085      |
| 税引前当期純利益     | 113,038    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 943,565    |
| 法人税等調整額      | 351,516    |
| 当期純利益        | △14,855    |
|              | 336,660    |
|              | 606,904    |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                  |                 |           |                   |           |                 |                 |  |
|---------------------------------|-----------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-----------------|-----------------|--|
|                                 | 資本金       | 資本剰余金     |                  |                 |           | 利益剰余金             |           |                 |                 |  |
|                                 |           | 資本準備金     | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金          |           |                 | 利益<br>剰余金<br>合計 |  |
|                                 |           |           | 自己株式<br>処分差益     |                 |           | 固定資<br>産圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越<br>利益<br>剰余金 |                 |  |
| 平成29年4月1日 残高                    | 3,617,642 | 3,414,133 | —                | 3,414,133       | 348,182   | 34,336            | 8,400,000 | 3,206,411       | 11,988,930      |  |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                  |                 |           |                   |           |                 |                 |  |
| 剰余金の配当                          |           |           |                  |                 |           |                   |           | △297,892        | △297,892        |  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |           |           |                  |                 |           | △1,911            |           | 1,911           | —               |  |
| 当期純利益                           |           |           |                  |                 |           |                   |           | 606,904         | 606,904         |  |
| 自己株式の取得                         |           |           |                  |                 |           |                   |           |                 |                 |  |
| 自己株式の処分                         |           |           | 8,414            | 8,414           |           |                   |           |                 |                 |  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の<br>変動額(純額) |           |           |                  |                 |           |                   |           |                 |                 |  |
| 事業年度中の変動額合計                     | —         | —         | 8,414            | 8,414           | —         | △1,911            | —         | 310,923         | 309,011         |  |
| 平成30年3月31日 残高                   | 3,617,642 | 3,414,133 | 8,414            | 3,422,547       | 348,182   | 32,424            | 8,400,000 | 3,517,335       | 12,297,942      |  |

|                                 | 株 主 資 本  |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|---------------------------------|----------|------------|------------------|----------------|------------|
|                                 | 自己株式     | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成29年4月1日 残高                    | △623,306 | 18,397,400 | 640,809          | 640,809        | 19,038,210 |
| 事業年度中の変動額                       |          |            |                  |                |            |
| 剰余金の配当                          |          | △297,892   |                  |                | △297,892   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |          |            | —                |                | —          |
| 当期純利益                           |          | 606,904    |                  |                | 606,904    |
| 自己株式の取得                         | △37,056  | △37,056    |                  |                | △37,056    |
| 自己株式の処分                         | 28,485   | 36,900     |                  |                | 36,900     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の<br>変動額(純額) |          |            | 292,321          | 292,321        | 292,321    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △8,570   | 308,855    | 292,321          | 292,321        | 601,177    |
| 平成30年3月31日 残高                   | △631,876 | 18,706,256 | 933,131          | 933,131        | 19,639,387 |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      鈴 木      潤      ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      鈴 木      信 行      ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

焼津水産化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 康 ㊟

監査等委員 小山 圭子 ㊟

監査等委員 藤井 明 ㊟

(注) 監査等委員 小山圭子及び藤井 明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進するため、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                           | 山田 潤<br>(昭和51年7月9日生) | 平成13年4月 当社入社<br>平成23年7月 商品開発センター調味料開発部課長<br>平成26年4月 開発本部開発センター長<br>平成26年6月 執行役員開発本部長兼開発センター長<br>平成26年6月 UMI ウェルネス株式会社取締役<br>平成27年6月 取締役執行役員経営統括本部長兼経営企画部長<br>平成27年6月 マルミフーズ株式会社監査役兼UMI ウェルネス株式会社監査役<br>平成28年4月 代表取締役社長（現任） | 10,900株    |
| 取締役候補者とした理由<br>山田潤氏は、長年にわたり開発部門に携わり、当社の強みである開発技術に関して豊富な経験と実績を有しています。当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、若い力で経営のリーダーシップを発揮していただけると判断し、取締役候補者としています。 |                      |                                                                                                                                                                                                                            |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                        | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                | いしかわ まりこ<br>石川 真理子<br>(昭和34年6月26日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成6年3月 製造部 工場長<br>平成13年8月 生産本部品質保証部品質保証課長<br>平成15年7月 品質保証室長<br>平成17年7月 品質保証センター長<br>平成19年6月 取締役品質保証センター長<br>平成22年11月 常務取締役生産本部長<br>平成23年4月 常務取締役生産本部長兼製造部長<br>平成23年6月 オークー食品株式会社取締役<br>平成24年3月 常務取締役生産本部長兼生産技術センター長<br>平成24年11月 常務取締役品質保証センター長<br>平成25年4月 常務取締役営業本部長兼営業統括部長<br>平成26年6月 取締役常務執行役員営業本部長兼営業統括部長<br>平成26年9月 取締役常務執行役員営業本部海外営業部長兼海外特命担当<br>平成27年4月 取締役執行役員経営統括本部長兼海外特命担当兼経営企画部長<br>平成27年6月 取締役執行役員品質保証室・内部監査室管掌<br>平成28年4月 取締役常務執行役員品質管理本部長<br>平成29年4月 取締役常務執行役員品質保証本部長(現任) | 11,900株        |
| <p>取締役候補者とした理由<br/>石川真理子氏は、長年にわたり品質管理部門に携わるとともに、生産部門や営業部門を経験するなど、幅広い知識と経験を有しています。今後の当社の業務管理の向上推進において適任であると判断し、取締役候補者としています。</p>  |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |
| 3                                                                                                                                | たなか かつひろ<br>田中 勝弘<br>(昭和35年12月8日生)  | 昭和58年5月 当社入社<br>平成18年7月 購買部購買課長<br>平成26年7月 購買部長<br>平成27年3月 生産本部副本部長兼購買部長<br>平成27年4月 生産本部長兼購買部長<br>平成27年6月 取締役執行役員生産本部長兼購買部長<br>平成28年4月 取締役執行役員営業本部長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 4,800株         |
| <p>取締役候補者とした理由<br/>田中勝弘氏は、長年にわたり購買部門に携わるとともに、生産部門を経験するなど、現場に精通した豊富な知識と経験を有しています。現場力を活かした業務執行の管理・監督をしていただけると判断し、取締役候補者としています。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                                                        | うちやま たけひこ<br>内 山 毅 彦<br>(昭和37年3月8日生) | 昭和59年4月 当社入社<br>平成12年7月 生産本部管理部管理課長<br>平成16年7月 開発・生産本部製造部長代理<br>平成17年7月 経営統括本部経営企画部長<br>平成22年8月 生産本部購買部長<br>平成24年3月 生産本部製造部大東工場長<br>平成24年11月 生産本部長兼生産技術センター長<br>平成25年6月 取締役生産本部長兼購買部長兼生産技術センター長<br>平成26年4月 取締役生産本部長<br>平成26年6月 執行役員経営統括本部経理部長<br>平成26年9月 執行役員経営統括本部副本部長兼経理部長<br>平成26年9月 大連味思開生物技術有限公司董事<br>平成27年4月 執行役員経営統括本部副本部長兼経理部長兼IR・広報室長<br>平成28年4月 執行役員経営統括本部部長兼経営企画部長<br>平成28年4月 マルミフーズ株式会社監査役兼UMIウェルネス株式会社監査役(現任)<br>平成28年6月 取締役執行役員経営統括本部部長兼経営企画部長(現任) | 5,500株            |
| 取締役候補者とした理由<br>内山毅彦氏は、長年にわたり生産部門及び経営部門に携わり、経営に関する豊富な知識と経験を有しています。今後の当社の経営戦略を実現するにあたり、経験を活かした判断をしていただけると判断し、取締役候補者としています。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |
| 5                                                                                                                        | やました あつし<br>山 下 敦<br>(昭和29年6月14日生)   | 昭和53年4月 株式会社静岡銀行入行<br>平成16年6月 同行 法人部長<br>平成17年5月 同行 大阪支店長<br>平成19年4月 同行 掛川支店長<br>平成21年6月 静岡キャピタル株式会社取締役常務執行役員<br>平成28年7月 当社入社 執行役員営業本部副本部長<br>平成29年6月 取締役執行役員営業本部副本部長兼業務改革特命担当(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1,500株            |
| 取締役候補者とした理由<br>山下敦氏は、豊富な営業経験及び財務に関する知識を有しています。今後の当社の営業活動の推進にあたり、経験を活かした判断をしていただけると判断し、取締役候補者としています。                      |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                    | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6                                                                                                            | たかとう ただはる<br>高 藤 忠 治<br>(昭和26年1月14日生) | 昭和48年4月 株式会社静岡銀行入行<br>平成11年4月 同行 執行役員沼津支店長<br>平成13年6月 同行 常務執行役員東部カンパニー長<br>平成15年6月 同行 取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長<br>平成17年6月 同行 取締役副会長<br>平成19年6月 静岡不動産株式会社代表取締役社長<br>平成20年6月 同社 代表取締役会長<br>平成21年1月 株式会社マキヤ社外取締役(現任)<br>平成25年6月 静岡不動産株式会社取締役会長<br>伊豆箱根鉄道株式会社社外取締役(現任)<br>平成26年6月 当社 社外監査役<br>平成27年6月 当社 取締役(監査等委員)<br>平成28年6月 当社 取締役(現任) | 一株         |
| 社外取締役候補者とした理由<br>高藤忠治氏は、財務、会計及び経営に関する豊富な知識と経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営の監視をしていただけると判断し、社外取締役候補者としています。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高藤忠治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、高藤忠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。

## 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に定義されるものをいいます。）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することを決議し、平成19年6月開催の当社第48期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後、かかる対応方針は、平成21年及び平成24年における改定を経て、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、一部変更され、かかる変更後の対応方針（以下「旧プラン」といいます。）は、平成27年6月26日開催の当社第56期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

旧プランの有効期間は、本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとなっておりますが、当社は、当社第56期定時株主総会後の買収防衛策に関する議論の状況等も踏まえ、平成30年5月10日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といい、当該変更を「本改正」と、各々いいます。）、継続することを決議致しました。なお、旧プランからの主な変更点は、取締役会評価期間の延長期間を最長30日とした点のほか、旧プランに一部記載の追加及び語句の修正・整理等を行ったことであります。

本改正は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされておりますので、当社定款第36条第1項に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

### 1. 基本方針について

#### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社及びその子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、昭和34年

の創立以来、天然調味料のリーディングカンパニーとして天然素材の可能性を探求し、日々の食生活を通して人々の栄養改善や健康の維持・向上に取り組むことで、多彩な商品ラインナップを提供し、株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）から高い信頼とご支持をいただいております。当社グループは、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します。」をグループ企業理念に掲げ、人々の食生活を通じて、社会・経済の発展に貢献し続けることを当社グループに課せられた使命としており、ステークホルダーにとって存在価値のある企業として、永年培ってきた独自技術をベースとした食品素材の新たな価値を創造しております。「おいしさと健康」をキーワードに、調味料分野では、厳選した天然素材にこだわり、当社独自の技術で開発した液体・粉体調味料製品を製造・販売し、国内の天然調味料市場では高いシェアを維持しています。また、機能食品分野では、「N-アセチルグルコサミン」を主力とした機能性食品素材を基にして、食品分野や化粧品分野のほか幅広い分野で事業を展開しています。

また、当社グループでは、全ての役員・従業員が強い責任感を持ち、環境問題への取り組みや社会貢献等の活動を推進するとともに、社会の一員として関係法令等の遵守を徹底しています。こうした企業活動の積み重ねは、当社グループのブランド価値を向上させ、中長期的な企業価値の確保・向上に繋がるものと確信しています。

豊かな食生活の実現は、人類の不変的な欲求であり、その欲求に応える責務を果たすべく、当社グループでは安全かつ安心してご使用いただける高品質な「天然調味料」及び「機能性食品素材」を安定的に供給する事業体制を構築・維持しております。当社グループが築いてきた天然素材に関する豊富な経験とノウハウ、蓄積された高い技術力に加え、それを支える人材、そして創立以来培ってきたステークホルダーからの信頼は、この事業体制の構築・維持に不可欠なものであり、これらが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の源泉であると考えています。

## (2) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記3(2)(a)に定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った上記企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）を取得することで（以下、支配株式

の取得を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいます。)、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### (1) 3カ年中期経営計画「YSK Priority」

当社グループは、平成28年度から平成30年度までの3カ年中期経営計画「YSK Priority」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業を目指し、本3カ年中期経営計画に基づき、“強み分野への集中”と位置付けて、3つの柱((i)収益基盤の確立、(ii)新事業領域の拡大、及び(iii)人・組織機能の強化)に経営資源(人・金・物)を集中投入し、成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに注力することで、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

#### (a) 収益基盤の確立

事業構造改革による低採算事業の整理や資産のスリム化を受け、当社グループの強みである水産系の天然素材を原料とした調味料、機能食品に注力していきます。当社独自の技術力と品質重視方針に裏付けされた開発・生産体制の下、営業力の強化を図り、より強固な収益基盤の確立を目指します。

販売面においては、東京に開発拠点を開設したことにより、中食、外食向けの開発、販売体制をより一層強化していきます。製造面においては、さらなる品質の安定を確保する体制を整えるとともに、生産性の向上を図っていきます。掛川工場(静岡県掛川市)では、FSSC22000の認証を取得し、「食の安全・安心」を提供できる主要生産拠点が確立でき、今後、HACCP義務化の動きに対応するなど、より一層「食の安全・安心」を提供できる体制の強化・整備を図っていきます。

#### (b) 新規事業領域の拡大

経済成長と日本食の人気が高まりつつあるASEAN地域での販路拡大を目指し、新たにタイ国バンコクに開設した駐在員事務所の情報収集機能を活用して、現地に密着した活動をより活性化させ、水産系の調味料の需要掘り起こしを進めるほか、機能食品ではASEAN各国の地場需要を取り込み、成長分野に育成するべく販路拡大に取り組みます。

通信販売によるB to C事業においては、素材開発から末端販売までの一貫体制を強みとして、食品分野に加え化粧品分野など広く市場に付加価値を訴求しながら事業の拡大を図ります。

#### (c) 人・組織機能の強化



変化の激しい経営環境にあって、当社グループの経営基盤をより盤石にすることを目指し、それを支える人・組織の機能を整備・強化してまいります。中期経営計画の推進には、当社グループ全体が有機的に行動できる労働環境整備が必須であり、新たな人事体系の構築により意欲的な活動の促進を図るとともに、今後の労働人口の減少トレンドを見据え、教育体系を含む人材育成プログラムの再構築を行い生産性向上に取り組んでいきます。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役10名、うち、監査等委員である取締役3名で構成され、同会には子会社を含む重要事項が付議され、審議・決裁しています。この中で、中期・年次計画に基づく業績の状況について適時報告し議論・検討しています。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営会議を毎月開催して経営環境の変化への迅速な対応・対処方針を決定しています。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち、社外取締役2名で構成され、監査等委員である取締役は取締役会等に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人及び監査等委員以外の取締役からの報告を受ける等、監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っています。なお、社外取締役3名、うち、監査等委員である取締役2名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。さらに、当社は、半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を任意に設置し、同委員会にて取締役候補者の選定及び取締役の報酬について審議・決定することで、取締役の指名及び報酬に対する監督の強化を図っております。その他、取締役会の実効性に関する分析・評価を年次で実施しており、その結果をもとに実効性の改善を図っております。

このように、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くこと等により、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること、また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図っています。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

#### (1) 本プランによる買収防衛策の継続の目的について

当社は、上記1の基本方針のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記3(2)(e)に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意

思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本議案によって、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただくものです。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成30年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の9頁をご参照ください。

## (2)本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは(別紙1)のとおりでありますが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a)対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①ないし③のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為(ただし、当社取締役会が予め承認した行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

①当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)

②当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)

③上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注8)を樹立する行為(注9)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りです。)

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者

を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報を提供していただくよう要請することがあります。

#### (b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、速やかにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏

名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします。）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報等（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会又は特別委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じとします。）及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の

詳細に関する情報、過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）

- ②大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。)
- ⑥大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（直接・間接を問わず、実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。)
- ⑦大規模買付行為の完了後に企図している当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役の経歴その他の詳細に関する情報（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

- ⑨大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑩大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- ⑪反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連性が存する場合にはその関連性に関する詳細並びにこれらに対する対処方針
- ⑫その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適度な意向表明書を当社取締役会及び特別委員会が受領した日から原則として5営業日以内（初日は算入されないものとします。）に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

②上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等をいいます。以下同じとします。）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)ア記載の勧告を行うに至らないこ

と等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### (e) 特別委員会の設置

当社は、旧プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の3名以上から構成される特別委員会を設置しているところですが、本プランにおいても、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から3名以上の委員を選任する特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本改正による旧プランの本プランへの改定時点において予定される特別委員会の委員は3名であり、各委員として就任予定の者の氏名及び略歴は（別紙2）のとおりです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、特別委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### (f) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

##### ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内（延長された場合にはその期間も含みます。）に、次の①ないし③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます。）に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が、是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前におい



ても、対抗措置発動を勧告します。)。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

## ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(オ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称します。）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者又はそのグループ等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、知的財産権等の高価資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産の処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである

## 場合

- (カ)大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無並びに実現可能性を含みますが、これらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ)大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合における、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要することをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付けをいいます。）等に代表される、構造上株主の皆様への判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク)大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ)大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ)(ア)ないし(コ)の他、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動又は撤回の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

#### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく下記ウの方法により当社株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役を含む取締役全員の一致により決定することとします。対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議に係る決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日は算入されないものとします。）以内を目標として、実務的に可能な範囲内で可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしたします。当社取締役会は、かかる手続に従って招集された株主総会の決議に従い、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合等には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」と

います。)について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### (h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定する新株予約権の無償割当てによるものとします(以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙3)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### 4. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。なお、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本改正は効力を生じず、旧プランは本定時株主総会の終結の時点で終了することとなります。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等若しくはそのガイドライン等の改正等若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必

要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本改正による旧プランの本プランへの改定時にそれが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本改正による旧プランの本プランへの改定時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランないし本改正が、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関係する手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、

本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面、当社普通株式を交付するために必要な情報等を記載した書面等をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

### （ご参考）

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程の改正により導入し、平成27年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### （1）企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記3（1）記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模

買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

#### (2) 事前の開示

当社は、株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切に所要の開示を行います。

#### (3) 株主意思の重視

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記4記載のとおり、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

#### (4) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

#### (5) 特別委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、上記3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から委員を選任する特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

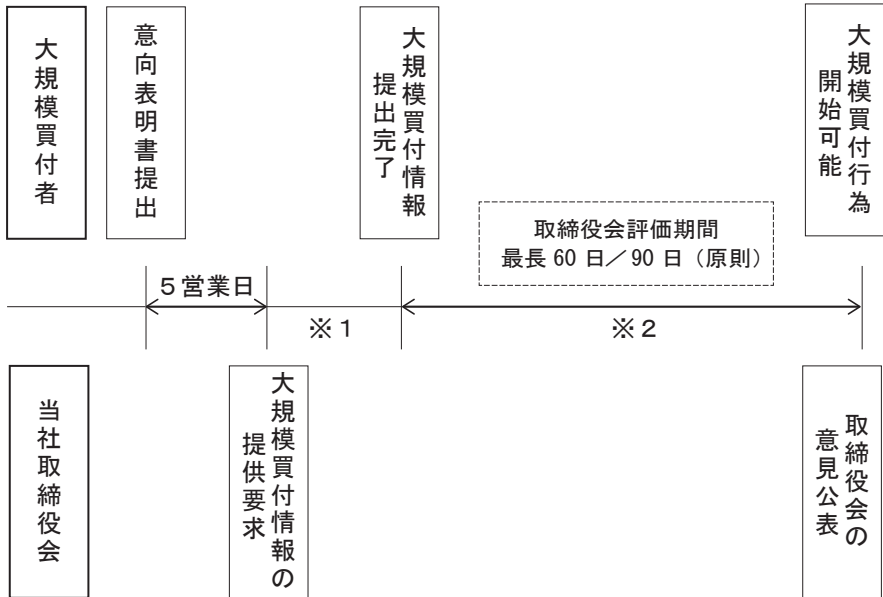
#### (6) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記4記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるものであり、また、当社は取締役の任期について期差選任制度を導入しておりませんので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(別紙 1)

## 本プランの手続の流れ

### 【大規模買付ルールに関する概要】

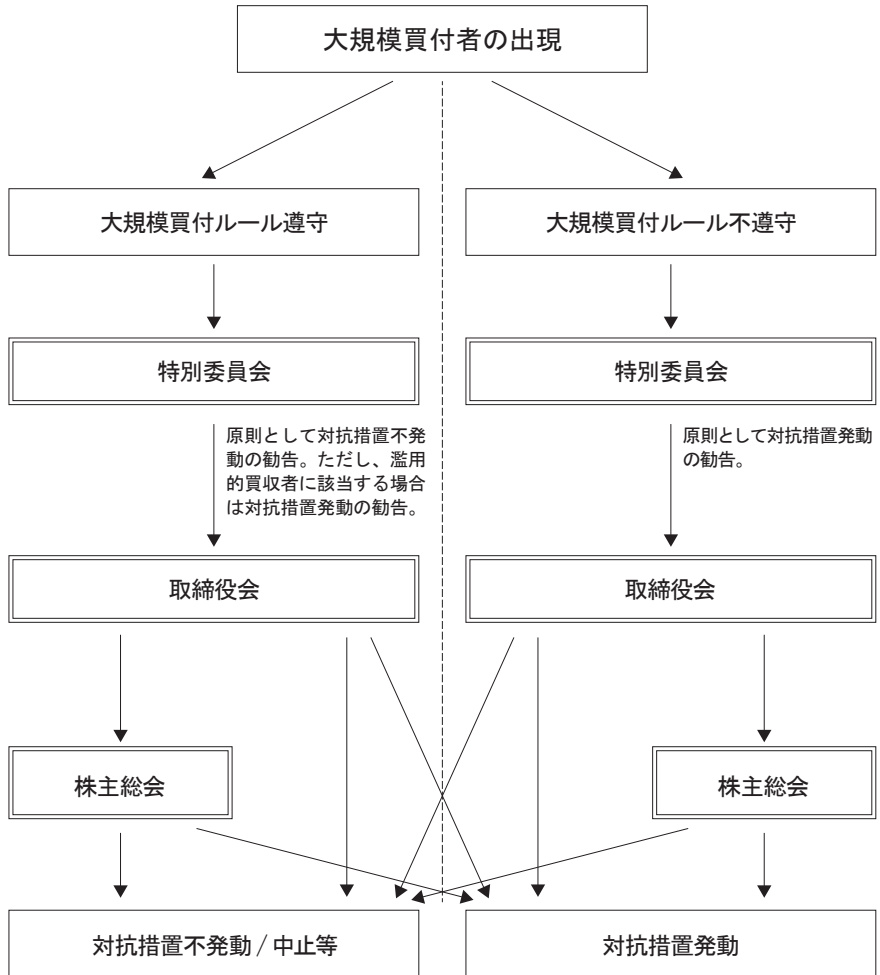


※ 1 : 当社取締役会又は特別委員会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が意見形成又は代替案立案をして株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。



- ※ 2 : 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間（初日不算入）、その他の大規模買付け行為の場合には最長90日間（初日不算入）。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。
- ※ 3 : 特別委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※ 4 : 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※ 5 : 当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日不算入）以内を目標として、実務的に可能な範囲で可及的速やかに当社株主総会を招集します。

【対抗措置発動に関する概要】



※（別紙1）は、株主の皆様への便宜のため、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名及び略歴

〔氏名〕 高藤 忠治 (たかとう ただはる)

昭和26年1月14日生まれ

〔略歴〕 昭和48年4月 株式会社静岡銀行入行  
平成11年4月 同行 執行役員沼津支店長  
平成13年6月 同行 常務執行役員東部カンパニー長  
平成15年6月 同行 取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長  
平成17年6月 同行 取締役副会長  
平成19年6月 静岡不動産株式会社代表取締役社長  
平成20年6月 同社 代表取締役会長  
平成21年1月 株式会社マキヤ社外取締役 (現任)  
平成25年6月 静岡不動産株式会社取締役会長  
伊豆箱根鉄道株式会社社外取締役 (現任)  
平成26年6月 当社 社外監査役  
平成27年6月 当社 取締役 (監査等委員)  
平成28年6月 当社 取締役 (現任)  
※高藤忠治氏は、本総会における、社外取締役 (監査等委員である取締役以外の取締役) 候補者です。

〔氏名〕 小山 圭子 (こやま けいこ)

昭和44年1月17日生まれ

〔略歴〕 平成3年4月 キリンビール株式会社入社  
平成16年1月 高澤社会保険労務士事務所 (現: 社会保険労務士事務所 オフィスアールワン) 入所  
平成18年4月 社会保険労務士小山事務所開所  
同所 所長 (現任)  
平成26年6月 当社 社外監査役  
平成27年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)

[氏名] 藤井 明 (ふじい あきら)

昭和26年1月27日生まれ

[略歴] 昭和49年4月 三菱商事株式会社入社  
平成14年3月 米国三菱商事会社 SVP 生活産業部門担当  
平成16年4月 三菱商事株式会社 食糧本部戦略企画室長  
平成17年4月 同社 執行役員食糧本部長  
平成20年4月 米久株式会社 顧問  
平成20年5月 同社 代表取締役社長  
平成25年5月 同社 常任相談役  
平成26年5月 同社 相談役 (非常勤)  
平成28年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)  
平成29年5月 一般財団法人アグリオープンイノベーション機構 理事長 (現任)

(別紙3)

## 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来すること等を条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

### 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

#### **9. 新株予約権の処分に関する協力**

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当事者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなつたと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会への諮問を経て、当該例外事由該当事者からその所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当事者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格相当額を算定の基礎から除外して算定するものとする。）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

#### **10. 新株予約権の行使期間等**

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

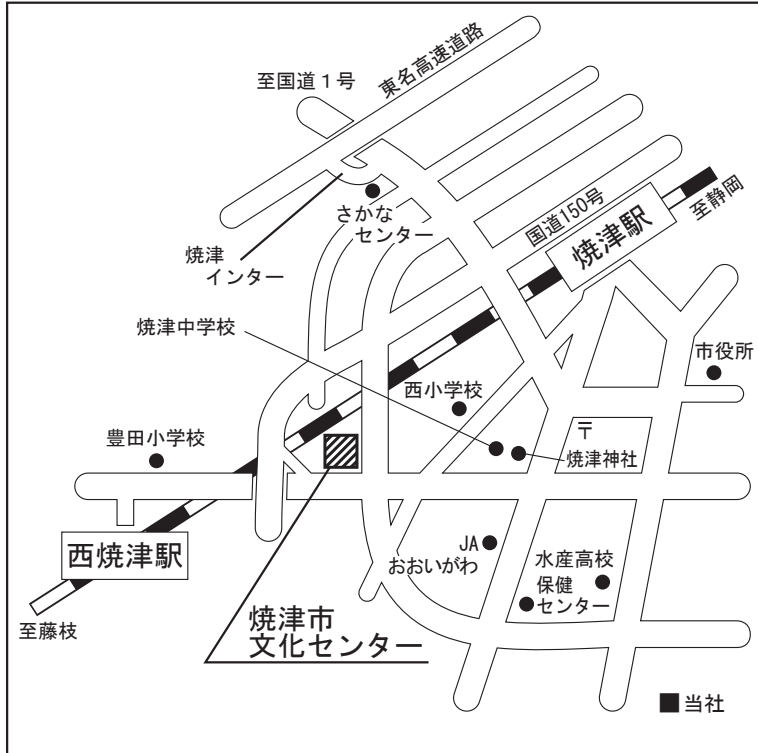
---

---

---

## 第59期定時株主総会会場ご案内図

会場 静岡県焼津市三ヶ名1550番地  
焼津市文化センター1階小ホール  
電話 054 (627) 3111



- 交通・JR東海焼津駅南口より1.5km、徒歩25分  
・JR東海西焼津駅北口より2km、徒歩30分  
・東名高速道路焼津インターより3km